

第 6 期吉川市障がい福祉計画
第 2 期吉川市障がい児福祉計画
【案】

吉 川 市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
第2章 障害福祉サービスの見込み量	4
1 数値目標の設定	4
2 指定障害福祉サービスの見込み量	8
3 障害児サービスの見込み量	13
4 その他のサービス等の見込み量	14
5 地域生活支援事業の見込み量	16

※「障がい者」等の表記について

法律等に基づくものや固有名詞等を除き、原則として「障がい」と表記としています。

1 計画策定の趣旨

吉川市（以下、「本市」という。）では、平成30年3月に「第4次吉川市障がい者計画」（計画期間：平成30年～令和5年度）を策定するとともに、障がい福祉サービス等の見込量や目標値を定めた「第5期吉川市障がい福祉計画」（計画期間：平成30年～令和2年度）、障がい児通所支援等の見込量や目標値を定めた「第1期吉川市障がい児福祉計画」（計画期間：平成30年～令和2年度）を策定し、障がい福祉の推進を図ってきました。

他方、障がい者の人数は増加傾向にあり、急激な社会構造の変化、障がい者や家族などの高齢化、障がいの重度化・重複化などに起因した課題も生じてきています。

こうした中、障がい者を取り巻く現状やこれまでの取り組みを踏まえ、「自立と社会参加の実現、地域生活の促進」を「第4次吉川市障がい者計画」との共通理念とし、障がい福祉サービス、障がい児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、「第6期吉川市障がい福祉計画」及び「第2期吉川市障がい児福祉計画」を策定するものです。

① 障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。

本市では、現在、「第5期吉川市障がい福祉計画」が策定されており、今回これを見直し、新たに「第6期吉川市障がい福祉計画」を策定しました。

② 障がい児福祉計画

平成28年5月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられたもので、「第6期吉川市障がい福祉計画」と一体的に策定しました。

③ 関連計画との整合性

本市の上位計画である「吉川市総合振興計画」や「吉川市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

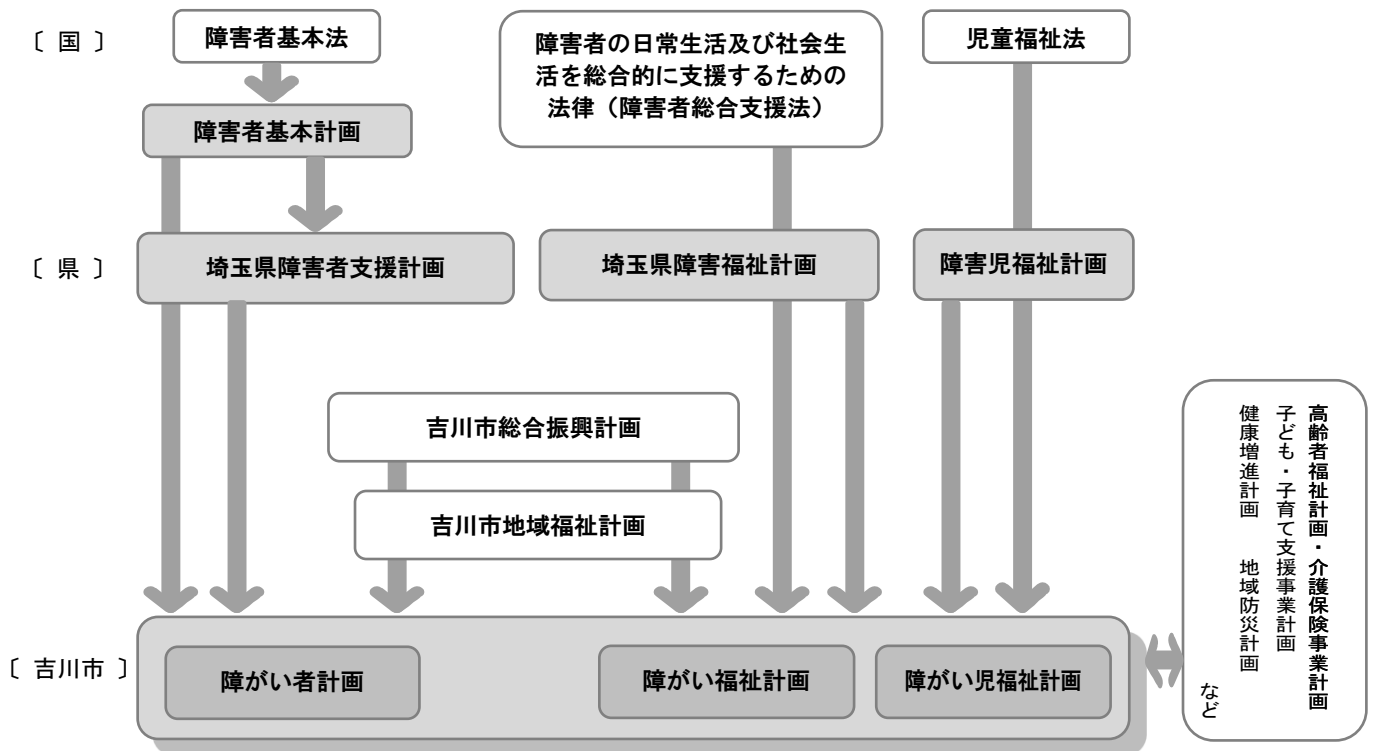
3 計画の期間

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされています。現行の「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」は平成30年度から令和2年度までを計画期間としており、新たに策定する「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。

計画期間

計画名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
吉川市	障がい者計画	第4次						
	障がい福祉計画	第5期				第6期		
	障がい児福祉計画	第1期				第2期		

計画の位置づけと関連計画



1 数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活移行

国の指針では、令和5年度末における地域生活移行の成果目標を設定するに当たり、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行し、施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上の削減を設定するよう求めています。施設入所者数の削減については、入所待機者数が年々増加している現状を踏まえ、数値目標を設定しないこととします。

項目	数値	設定の考え方
施設入所者数	34人	令和元年度末現在の施設入所者数
地域生活移行者数	2人	施設入所者数のうち令和5年度末までに地域生活へ移行する人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、精神病床入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることとされています。その他にも精神障がいに対応した指針が示されておりますが、それらの数値目標につきましては、埼玉県で設定しています。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」、「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」、「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」、「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上確保し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

本市では、平成29年度に整備を行った地域生活支援拠点等の運用状況を検証・検討し、その機能の充実を図ります。

項目	数値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の充実	1回	各年度に地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討する回数

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行は、国の指針では、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上にすることとされています。

就労定着支援事業の利用者数は、国の指針では、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することとされています。

また、就労定着支援事業所ごとの就労定着率は、国の指針では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上にすることとされています。

項目	数値	設定の考え方
一般就労移行者数	37人	令和5年度に福祉施設から一般就労へ移行する人数
就労定着支援事業利用者数	26人	就労定着支援事業を令和5年度に利用する人数
就労定着率	80%	各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場に定着する割合

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置は、国の指針では、令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することとされています。

保育所等訪問支援の充実は、国の指針では、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、国の指針では、各市町村又は市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1か所以上確保することとされています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、国の指針では、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することとされています。

項目	数値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	令和5年度末までに児童発達支援センターを設置する数
保育所等訪問支援	有	令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
児童発達支援事業所の確保	1か所	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する数
放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する数
医療的ケア児支援のための協議の場	有	令和5年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有	令和5年度末までに医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとされています。

項目	数値	設定の考え方
相談支援体制の充実	有	令和5年度末までに専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制を実施する体制の確保

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る支援体制

の構築

国の指針では、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る支援体制を構築することとされています。

項目	数値	設定の考え方
障がい福祉サービス等の利用状況の検証	有	障がい福祉サービス等が適切に提供できているかの検証の実施
障がい福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	有	令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築

2 指定障がい福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

① サービスの内容

名称	説明
居宅介護	自宅で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を要する人に、自宅で入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がい者に、移動時や外出先における視覚的情報の支援や移動の援護など必要な支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難があり常時介護を要する人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

② 算定の考え方

人口の増加、施設や病院から地域への移行者を勘案して増加を見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

※月平均

単位	第5期計画		第6期計画			
	実績		見込み量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
時間	2,591	2,625	2,328	2,660	2,828	2,968
人	99	87	79	95	101	106

※5つのサービスの合計

④ サービス提供の確保策

サービス提供事業者の確保に努めるとともに、利用者へ情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの内容

名称	説明
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活のために訓練を必要とする身体障がい者に、一定期間、必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活のために訓練を必要とする知的障がい者及び精神障がい者に、一定期間、必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業などでの就労が困難な人に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の定着を図るため、企業等と連携し、相談、指導、助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

② 算定の考え方

実績と併せて、特別支援学校の卒業生の利用などを考慮し、サービス利用量の増加を見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

※月平均

	単位	第5期計画			第6期計画		
		実績		見込み量			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
生活介護	人日分	1,828	1,914	1,951	1,989	2,125	2,261
	人	96	103	103	117	125	133
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	5	0	10	10	10
	人	0	1	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	97	104	110	112	128	144
	人	7	6	7	7	8	9
就労移行支援	人日分	387	398	498	544	624	704
	人	22	23	26	34	39	44
就労継続支援（A型）	人日分	928	953	954	960	980	1,000
	人	48	47	47	48	49	50
就労継続支援（B型）	人日分	1,429	1,366	1,446	1,462	1,496	1,530
	人	71	76	78	86	88	90
就労定着支援	人	1	4	11	16	21	26
療養介護	人	14	13	13	13	13	13
短期入所	人日分	116	104	91	104	117	130
	人	17	17	14	16	18	20

④ サービス提供の確保策

利用ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業者との連携を強化し、必要なサービスの確保を図ります。特に生活介護事業のサービス量が確保できるよう実施事業所との協議を進めます。

(3) 居住系サービス

① サービスの内容

名称	説明
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うとともに必要に応じて入浴や排せつ、食事などの支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

② 算定の考え方

地域移行の促進と、グループホーム等の整備の推進により利用量の増加を見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

※年度末利用者

	単位	第5期計画			第6期計画		
		実績		見込み量			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	46	54	66	78	88	98
施設入所支援	人	35	34	33	35	35	35

④ サービス提供の確保策

社会福祉法人やNPOに対して、グループホームについての整備や運営のための情報提供や働きかけを行い、整備を促進します。

また、グループホームについては、検討会議において令和元年度に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、今後の在り方などについて検討を重ねていきます。

(4) 相談支援

① サービスの内容

名称	説明
計画相談支援 障がい児相談支援	障がい福祉サービスや障がい児通所サービスの利用を希望する障がい者（児）に、サービスの利用計画を作成するとともに、利用状況の検証を行い、適切なサービスの利用を図ります。
地域相談支援 （地域移行支援）	施設に入所している障がい者や、病院へ入院している精神障がい者が、地域生活に移行するために住宅確保支援や同行支援などを行います。
地域相談支援 （地域定着支援）	居宅において単身生活や家族の支援を受けることができない障がい者へ、緊急相談や緊急訪問などを行い、地域生活の継続を支援します。

② 算定の考え方

計画相談支援及び障害児相談支援につきましては、サービス利用量の推移等を勘案して増加を見込みます。

また、地域相談支援(地域移行支援及び地域定着支援)につきましては、実績や施設入所者数等を基に見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

※実利用者数

	単位	第5期計画			第6期計画		
		実績		見込み量			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画相談支援 障害児相談支援	人	298	317	375	420	470	525
地域相談支援 （地域移行支援）	人	0	0	1	1	1	1
地域相談支援 （地域定着支援）	人	11	9	10	11	11	11

④ サービス提供の確保策

サービス利用希望者に遅滞なくサービス利用計画の策定ができるよう指定特定相談支援事業所における相談支援員の育成を支援します。また、地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）につきましては、一般相談支援事業所と連携を図り、サービスの確保に努めます。

3 障がい児サービスの見込み量

(1) 障がい児通所サービス

① サービスの内容

名称	説明
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援を要すると認められた児童に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学する障がい児に授業の終了後又は学校の休業日に生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

② 算定の考え方

実績やサービス提供事業所開設状況等を基に増加を見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

※月平均

	単位	第1期計画			第2期計画		
		実績		見込み量			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人日分	222	478	614	726	870	996
	人	34	73	97	121	145	166
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	6	6	6
	人	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分	1,297	1,525	1,809	1,980	2,241	2,502
	人	133	158	191	220	249	278
保育所等訪問支援	人日分	0	1	0	20	30	44
	人	0	1	0	10	15	22

④ サービス提供の確保策

サービス提供事業者との連携を図ってまいります。また、市外の事業所についても情報収集に努めます。

4 その他のサービス等の見込み量

(1) 発達障がい者等に対する支援

① サービスの内容

名称	説明
ペアレントトレーニング	保護者が発達障がい等の子どもに合わせた関わり方を習得し、家庭での早期療育に繋げ、将来的な発達障がいの二次障害（不登校、ひきこもり、犯罪等）の軽減を図ることを目的に講座を開催します。

② 算定の考え方

実績や受講者の意見を基に見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

	単位	—		第6期計画			
		実績		見込み量			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ペアレント トレーニング	受講 者数	7	13	5	10	10	10

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 算定の考え方

実績や入院中の精神障がい者数等を基に見込みます。

② サービス利用実績及び利用見込み量

※実利用者数

	単位	—		第6期計画			
		実績		見込み量			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
精神障がい者の 地域移行支援	人	0	0	1	1	1	1
精神障がい者の 地域定着支援	人	8	6	7	8	8	8
精神障がい者の 共同生活援助	人	23	27	39	46	56	66

(3) 相談支援体制の充実・強化等

① 算定の考え方

国の指針を基に見込みます。

② 見込み量

	単位	—			第6期計画		
		実績		見込み量			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談支援事業所に対する指導・助言	件	—	—	—	1件以上	1件以上	1件以上
人材育成の支援	件	—	—	—	1件以上	1件以上	1件以上
連携強化の取組の実施	件	—	—	—	1件以上	1件以上	1件以上

(4) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

① 算定の考え方

国の指針を基に見込みます。

② 見込み量

	単位	—			第6期計画		
		実績		見込み量			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
県が実施する研修への参加	人	—	—	—	1人以上	1人以上	1人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施	回	—	—	—	1回以上	1回以上	1回以上

5 地域生活支援事業の見込み量

(1) 理解促進研修・啓発事業

① サービスの内容

障がい者や障がいに対する理解を深めるための取組みを進め、共生社会の実現を図ります。

② 算定の考え方

引き続き、あいサポーター研修を開催していきます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

	単位	—		第6期計画			
		実績		見込み量			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
あいサポーター 育成人数	人	—	—	170	180	190	200

④ サービス提供の確保策

あいサポーター研修を継続して開催し、共生社会の実現に向けて取り組みます。また、研修の参加者の拡大にも努めます。

※「あいサポーター」とは

様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動を「あいサポート運動」と言います。この運動を実践していくのが「あいサポーター」です。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者の自立や社会参加を推進するため、障がい者やその家族、地域社会が自発的に取り組む活動を支援します。

(3) 相談支援事業

① サービスの内容

障がい者や家族からの相談に応じて、福祉サービスの利用に関する情報提供や権利擁護のための援助などを行い、日常生活や社会生活を支援します。

② 算定の考え方

引き続き、現在の体制を維持していきます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

	単位	第5期計画			第6期計画		
		実績		見込み量			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障がい者相談支援事業	事業所数	1	1	1	1	1	1

④ サービス提供の確保策

多様な相談内容に対応できるよう相談事業者との連携を強化し、充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

① サービスの内容

判断能力が不十分な人が不利益を受けないように、成年後見制度の利用を支援します。

② 算定の考え方

実績を勘案し、利用量は現状維持を見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

	単位	第5期計画		第6期計画			
		実績		見込み量			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度 利用支援事業	利用件数 (申立件数)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)

※申立件数は、市長申立件数

④ サービス提供の確保策

適切なサービスの利用につながるよう、事業内容の周知及び情報提供に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見業務を担う人材を確保するため制度の研究に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

① サービスの内容

名称	説明
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

② 算定の考え方

利用件数は増加するものと見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

	単位	第5期計画			第6期計画		
		実績		見込み量			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
手話通訳者派遣事業	利用件数	74	120	110	120	130	140
要約筆記者派遣事業	利用件数	1	0	0	1	1	1

※利用件数は、1年間の延べ利用件数

④ サービス提供の確保策

引き続き、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施するとともに、手話通訳者養成講座を「基本編」、「応用編」、「実践編」と継続して開催し、人材育成を図り、手話通訳者派遣事業の立ち上げに向けて取り組めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

① サービスの内容

名称	説明
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障がい者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や視覚障がい者用屋内信号装置など障がい者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など障がい者の在宅療養を支援する用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など障がい者の情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつなど障がい者の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品を給付します。
居宅生活活動補助用具	障がい者の居宅生活動作などを円滑にする用具を給付します。

② 算定の考え方

利用件数は増加するものと見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

単位	第5期計画		第6期計画			
	実績		見込み量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用件数	1,172	1,182	1,383	1,396	1,410	1,425

※利用件数は、1年間の総利用件数

④ サービス提供の確保策

新たな製品について情報収集を行い、対象品目の検討を行うとともに、適切な利用が図れるよう情報提供に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

① サービスの内容

市独自の手話通訳者派遣事業の実施を目指して養成講座を実施します。

② 算定の考え方

これまでの実績を踏まえて、引き続き、講習会を開催していきます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

	第5期計画		第6期計画			
	実績		見込み量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
講習内容	通訳Ⅱ	通訳Ⅲ	入門	基礎	上級	通訳Ⅲ
修了人数	6	5	12	12	12	12

※修了人数は、当該年度の総修了人数

④ サービス提供の確保策

手話通訳者養成講座を継続して開催することで、人材育成を図り、手話通訳者派遣事業の立ち上げに向けて引き続き取り組みます。

(9) 移動支援事業

① サービスの内容

屋外での移動が困難な障がい者に、外出時における移動の支援を行います。

② 算定の考え方

利用量は令和3年度から順次回復していくものと見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

単位	第5期計画		第6期計画			
	実績		見込み量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
時間	260	230	104	150	200	230
人	17	18	11	13	16	18

※利用量は、1月当たりの利用時間 利用人数は、1月当たりの利用者数

④ サービス提供の確保策

サービス提供事業者の確保に努めるとともに、適切なサービスの利用が図られるよう情報提供を行います。

(10) 地域活動支援センター事業

① サービスの内容

社会との交流の促進などを図るため、障がい者に創作活動や生産活動の機会を提供します。

② 算定の考え方

利用量は増加するものと見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

単位	第5期計画		第6期計画			
	実績		見込み量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
箇所	1	1	1	1	1	1
人	13	16	14	16	18	20

※利用人数は、1月当たりの利用者数

④ サービス提供の確保策

利用者のニーズに対応したサービスの提供に努めるとともに、適切な人員体制の構築を図ります。

(11) 生活訓練事業

① サービスの内容

障がい者に創作活動や生産活動の機会を提供し、地域生活を営むための訓練を行います。

② 算定の考え方

実績を勘案し、利用量は現状維持を見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

単位	第5期計画			第6期計画		
	実績		見込み量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人	2	2	2	2	2	2
回	12	12	12	12	12	12

※利用人数は、1月当たりの利用者数、利用回数は、1月当たりの利用回数

④ サービス提供の確保策

引き続き、現在の実施事業者によるサービスの提供を行います。

(12) 訪問入浴サービス事業

① サービスの内容

自宅での入浴が困難な身体障がい者に、自宅へ浴槽を持ち込んで入浴サービスを行います。

② 算定の考え方

利用量は令和3年度から緩やかに増加していくものと見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

単位	第5期計画			第6期計画		
	実績		見込み量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人	16	18	13	14	15	16
回	65	71	58	62	66	70

※利用人数は、1月当たりの利用者数、利用回数は、1月当たりの利用回数

④ サービス提供の確保策

現在のサービス提供事業者と合わせて、新たな事業者の参入にも努めます。

(13) 日中一時支援事業

① サービスの内容

障がい者の日中活動の場を確保し、一時的な見守りを行うことで、家族や介護者の休息や就労の支援を行います。

② 算定の考え方

利用量は令和3年度から増加していくものと見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

単位	第5期計画		第6期計画			
	実績		見込み量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人	39	41	32	40	42	44
回	149	157	128	160	168	176

※利用人数は、1月当たりの利用者数、利用回数は、1月当たりの利用回数

④ サービス提供の確保策

事業者への働きかけなどを行い、サービスの対象者の拡大を図ります。

(14) 自動車改造費助成事業

① サービスの内容

自動車操作装置等の改造費用の一部を助成し、障がい者の社会参加を促進します。

② 算定の考え方

利用量は実績を基に見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

単位	第5期計画		第6期計画			
	実績		見込み量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件	0	1	1	1	1	1

※利用件数は、1年当たりの総利用件数

④ サービス提供の確保策

今後も現行制度を維持します。

(15) 自動車運転免許取得費助成事業

① サービスの内容

障がい者が運転免許を取得する費用の一部を助成し、障がい者の社会参加を促進します。

② 算定の考え方

利用量は実績を基に見込みます。

③ サービス利用実績及び利用見込み量

単位	第5期計画		第6期計画			
	実績		見込み量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件	2	0	2	2	2	2

※利用件数は、1年当たりの総利用件数

④ サービス提供の確保策

今後も現行制度を維持します。